

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

厚生労働大臣表彰申請に関する規程

第1条 厚生労働大臣表彰に関する基準は、本規程によって行う。

第2条 申請の候補者選定については、表彰委員会(以下「委員会」という。)が公正に行い、自薦、他薦は受け付けないものとする。

2 選定された候補者は、委員会が審査し、会長に答申する。

第3条 候補者は診療放射線業務(医用画像業務)に20年以上従事した者で、本会の正会員であり20年以上会費を完納し、かつ本会の名誉を毀損する等の行為がなく次の各号にいずれかに該当する者とする。

(1) 本会の発展に顕著な功績のあった者

(2) 診療放射線学及び医用画像学の向上発展に寄与する研究・発明・考案及び発見を行った者

(3) 極めて困難な条件のもとで診療放射線業務に従事し、保健衛生向上に寄与した者

(4) 日本診療放射線技師会勤続30年表彰を受けた者

(5) 本会役員歴として理事・監事10年以上とする

(6) 対象者の年齢は50歳以上であること

(7) 過去において叙勲又は診療放射線業務の功績により勲章を受けた者でないこと

2 候補者の選定については、年齢、本会役員歴、その他の表彰歴等について加味するものとする。

第4条 会長の指名を受けた申請の候補者は、所定の様式に従い申請に関わる書類を作成し、速やかに会長に提出する。

2 会長より指名を受けた者であっても、申請の候補を辞退することができる。この場合は、速やかに理由を付して辞退届を会長に提出するものとする。

第5条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て総会で報告しなければならない。

附 則

1 この規程は、令和5年3月21日から制定、施行する。